

文教福祉委員会

平成23年3月16日（水）
午前9時02分～午後5時27分
議会第2会議室

【出席委員】堤 正之委員長、野口保信副委員長、川副龍之介委員、山田誠一郎委員、
松永憲明委員、白倉和子委員、松永幹哉委員、亀井雄治委員、
山下明子委員、重田音彦委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・建設部 伊東建設部長
- ・教育委員会 東島教育長、吉村こども教育部長、大坪社会教育部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○堤委員長

これより文教福祉委員会を開会いたします。

まず、発言される方は必ず挙手をしてから、指名後にマイクにある青いボタンを押してから御発言ください。

なお、マイクは後押し優先です。発言終了後、消しために押す必要はございません。

また、委員会の会議録はホームページに公開することになっておりますので、よろしくお願いたします。

それから、付託議案に関連して現地視察を希望される場合は審査終了までにお申し出ください。

それでは、本委員会の審査日程についてお諮りいたします。お手元に配付しております日程案にあります兵庫北土地区画整理事業に係る各事業を先に審査し、次に、御要望のあった6カ所の小・中学校の現地視察を行いたいと思います。

なお、現地視察につきましてのスタートの時間につきましては、まず審査後になりますので、時間についてはあくまでも目安でございます。お含みおきをいただきたいと思います。

ほかは日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、そのように当委員会に付託された議案について審査していきたいと思います。

兵庫北土地区画整理事業に係る各事業に係る職員以外の職員は退室いただいて結構でございます。

◎執行部退室

○堤委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

まず、予算議案である第6号議案の兵庫北土地区画整理事業に係る各事業を審査いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

◎第6号議案 平成23年度佐賀市一般会計予算 兵庫北土地区画整理事業に係る各事業説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山田委員

これは確認ですけども、先月の研究会のときに、市民運動広場の用地、これに関して民有地2,900平米、保留地3,550平米で、これで民有地に関しての平米単価、これは約6万円ということだったか確認で、間違いありませんね。で、保留地が無償ということですよ。

○都市政策課参事兼土地整備係長

民有地につきましてはですね、鑑定評価をとりまして、大体6万4,000円ということで、6号議案の1ページをごらんいただきたいと思います。この民有地につきましては、2,900平米を6万4,000円ということで単価を提示されております。

それから、もう1つあったんですが、3,550平米につきましては、これは区画整理組合の保留地でございます。しかし、現在、仮換地中でございますから、これについての取り扱いにつきましてはですね、今から組合と協議をしまして、仮換地といいますか、保留地の処分の状況によりましてですね、これを寄附いただけるものかということを検討させていただきたいというふうに思っております。

(発言する者あり)

3,550平米の土地につきましては、組合からですね、この市民運動広場を保全していただくということで、区画整理組合自体もこの保全のために努力をしたいということが申し出されております。それがこの保留地を贈与という格好でですね、いただけるものというふうに佐賀市のほうは考えております。

(「もらうほうはただがよかろうばってん」と呼ぶ者あり)

○山田委員

それでは、この2,900平米ですね、この2,900平米の地権者は何名ぐらいいらっしゃいますか。

○都市政策課参事兼土地整備係長

地権者は1人でございます。

○山田委員

そしたら、地権者が1人で、1億8,560万円。1人の方ですね。わかりました。

○川副委員

そしたら、全体で減歩率は30%ぐらいですかね。

○都市政策課参事兼土地整備係長

当兵庫北土地区画整理事業の合算減歩率といいますのは、約32%でございます。それで、各一筆一筆につきましては、評価に基づいて減歩というのを行いますもんですから、農地の場合には30%よりも上がるし、道路に接している宅地につきましては32%よりも下がるという格好で、おのおのばらばらでございます。以上です。

○川副委員

この兵庫地区の区画整理の中で、致遠館は当然県のほうの所有になってくるかと思えますけど、この致遠館高校はこのときの減歩関係には全然県のほうに対しては減歩の求めはしなかったということですか。

○都市政策課参事兼土地整備係長

当時、都市計画課にありましたが、この事業推進をするに当たりまして、この致遠館というのはもう既存にありました。そして、この地区を区画整理の対象地域に入れたいということで県と交渉をしておりましたが、この致遠館高校につきましてはですね、区画整理に入らないということで、また県立の高校でございますもんですから、公共施設として扱うということで、区画整理区域から外しております。

○川副委員

公共施設ということでしたけど、この佐賀市の施設関係ですよ、実際ほほえみ館だとか、それはもう既存という形であったということでしょう。そしたら、ほほえみ館関係は除外にはならないということですかね。

○都市政策課参事兼土地整備係長

この区画整理事業というのは、まちづくりを行うもんでございますし、佐賀市の大きな宅地開発事業でございます。この事業を推進するに当たりましては、佐賀市の公益施設等は積極的にこの区画整理の中に取り組みんでいって、そして事業推進に当たるということで、佐賀市の施設につきましては、この区画整理の区域に編入しているわけでございます。

○川副委員

そしたら、この中で、当然借地という形で、民有地ということで、多分農家のほうに借地料という形で換地前には払われたと思いますけど、この民有地——済みません、後で考えます。よかです。

○亀井委員

民有地2,900平米の取得費ですね、平米単価6万4,000円は、実勢価格と比べてどんなですか。こんなもんですか。もうちょっと今安かとかやなかかな。

○都市政策課参事兼土地整備係長

土地評価、鑑定評価に基づきまして見ました場合には、相当の金額だというふうに理解しております。

○堤委員長

相当というのは適当ということ。

○都市政策課参事兼土地整備係長

鑑定評価が6万4,000円が出ております。その鑑定評価に基づいた相当ということです。

○亀井委員

今、この辺の土地区画整理地内、坪単価16万円ぐらいで売られているよ。それからいくと、ちょっと高いかなという気がするけど。

○都市政策課参事兼土地整備係長

この15万円とかいうのはアベレージと思いますが、この都市計画街路、これに接しています土地でございますし、この利便性、それから申しましたら、鑑定評価のとおり6万4,000円は相当な額だというふうに理解しておりますが。

○白倉委員

関連でちょっと1点確認したいんですが、以前の研究会のときに御説明いただいたときに、私もちょっとこのグラウンドの保留地の件で質疑した記憶があるんですが、そのときは無償で市のほうに寄附していただけるやにの説明だったんですね。で、きょうの説明では、寄附していただけるように話し合いはするけれども、どうなるかわからないというところで、これに関してはまだ恐らく、この例えば平米単価が同じとすれば、2億2,500万円ぐらいのプラスになろうかと思うんですが、その分はまだ現時点では保留というふうに私たちは解釈したらいいんでしょうか。どういうふうに解釈したらいいんでしょうか。

○伊東建設部長

少し表現が違っておりましたので、申しわけございません。研究会のときに申しましたとおり、基本的には市民グラウンドを残してくれということで組合のほうから文書が出ておまして、そこの中にはそういうふういきちっと明記をしております。ただ、最終的に決まるのは、換地処分という手続が決まりますので、その換地処分を行うときに基本的には理事会で決定するという形になりますので、ちょっと今そういう表現を的確にするために使わせていただきましたけれども、そういう文書に基づいてこの市民グラウンド一帯の整備をしておりますので、そのように御理解願いたいと思います。

○重田委員

まず、仮換地のあり方で、民有地で一番上の分は6,000平米は他地区にということが出ております。で、その下は5,000平米が2,900平米になっているんですけど、これも他地区

に出せなかったんですか。こういうやり方。

それと、例えば、出せなかったらですよ、この運動場内じゃなくてですよ、ほかのところ、例えば、児童センターの横とか、その辺にしとったらですよ、たとえ買えなくてもですよ、やり方というのはあったんじゃないかなと。非常に中途半端に仮換地をやられているんじゃないかなと思うんですけど、その辺についてお伺いします。

○都市政策課参事兼土地整備係長

これは地権者の方の御理解を得られないかんという問題もございまして、地権者の方がこの運動広場に張りつけを一部はとっておきたいということで、こういう仮換地計画が進められたものということです。

それで、減歩率がどうかという話ですが、もともとこれは農地です。農地でした。そのために、減歩率もこういうふうに高い状態になっているわけでございます。5,000平米が2,900平米という格好に圧縮されたのは、この減歩の関係でございます。以上です。

○堤委員長

重田委員、一つだけ。換地の手法とかについては、これは組合事業ですから、この審査とは少し離れてきますので、その点は御留意いただいて御質疑をお願いします。

○重田委員

この土地区画整理事業の基本的な考え方ですね。多分もとは兵庫んにきは田んなかばかりやったですもんね。そいぎんた、これが区画整理することによって宅地になるということであれば、多分資産は何十倍になる。そいけん、例えば、減歩してですよ、土地が1ヘクタールとかがですよ、1反になったり、10分の1になってでん、資産価値は多分何倍かになるんじゃないかなと思うんですよ。単に面積の減歩率じゃないと思うんですよ。資産価値の減歩率でやっていかんといかんと思います。というたら、市有地はですよ、基本的に宅地がほとんどやったと思うですもんね。そいで平均20%、30%よりか若干下がるぐらいの感じ。平均の減歩率は32%ですね、これ。そいけん、そいやったら、がばい佐賀市損しとつとやなかですか。そいけん、普通ですよ、ほかんところかですね、例えば、50%減歩率ぐらいでやってですよ、例えば、公有地だけが5%の減歩ですよと。ただ、資産価値からいったら、それぐらいが成り立ちますから減歩ですよという話。そういうことばせんやったらですよ、圃場整備でやったら、これはこいでよかと思うですもんね。この土地区画整理事業というとは、田んなかが宅地になるということで、資産は何十倍、この前の説明じゃ40倍になるという話ば聞いたですもん。40倍になんなら、40分の1の面積でイコールですよ。そしたら、減歩率は佐賀市損しとつとやなかですか。どがんですか。

○都市政策課参事兼土地整備係長

まずですね、この兵庫北土地区画整理事業というのは、もともと市街化調整区域であった土地を市街化区域に編入して、そして区画整理をしてまちづくりをやるということでこの事業を進めております。そのために、調整区域時代には反当たり幾らというような土地

価格でございますが、市街化区域に入れた段階で10倍なり20倍なりの資産価値を増すわけでございますし、区画整理事業というのはまちづくりを行うという観点から、宅地利用増進率というのを考えて、従前の評価と従後の評価、これは市街化区域に編入された後の話でございますが、その宅地評価の状況、何と申しますかね、もともと市街化区域にあった土地の形態、または奥行き、それから道路の接道状態、これらを踏まえて従前の評価をするわけです。そして、換地をして、従後の評価との差を減歩という形でいただくという形になります。それが大体兵庫北土地区画整理につきましては、もともと宅地開発をする場合には、この宅地利用増進率というのを大体1.7考えるわけですが、この兵庫北の地区につきましては増進率を1.5幾ら、53だったと思っておりますが、1.53ぐらいに抑えております。それだけ資産価値が上がらないというような操作を行った上で、この事業展開が進められております。その中で、宅地の減歩率が26%が高いか安いかわかる話ですが、決して高いものではないというふうに考えております。以上です。

○重田委員

済みません、わかるごと説明してください。今んとば聞いて、多分わかる人はだれでおらんですよ。そいけん、基本的に1万円のとが幾らになって、こがんなって行くですよ。そいぎんた、佐賀市の土地がこれぐらいやったけんがこれぐらいですよ。山下委員は頭のおかげん、わかったて言いんさっばってんですよ、おいわからんすもんね。多分、そいけん、私たちは市民の代表で来とるけんがですよ、そいば、ああ、兵庫んとはどがんなったねって、うんにゃ、大体こがんなってこがんなつとるよって、そいぎんた、イコールになるよということば言われるごとですよ、表なりなんかなかとですか。そいけん、これは研究会のとき、おれ言うたですよ、同じことば。ちゃんとわかるような資料を下さいて。

そいけん、その前、そいぎんた、何か途中で私説明を受けたとき、田んなかの値段は40倍になるですよというて言いんさっばないですよ、40分の1でイコールですよ。でしょう。そがん私に説明なかったですかね。40倍になるって、私は何回でん、3回ぐらい聞いたですよ。

○伊東建設部長

まず、1点目に押さえていただきたいのは、市街化区域に編入するという事自体で、既にもうおわかりと思っておりますけども、農地自体の価格が、1反150万円ぐらいの農地が平米5万円になると。ですね、そこはまずきちっと理解をしていただきたいと思っております。この辺は田を持っていらっしゃる方はわかると思っておりますけども、調整区域と市街化区域の違いというのは、宅地と、幾ら農地であっても宅地並みの評価をしますので、市街化区域に兵庫北の地域を入れた時点で反、例えば、150万円か200万円の農地が平米5万円平均ぐらいに上がってしまうというのがまず1点でございます。

そこから先ほどの減歩率とかなんとかというのが出てきますけども、まずそこを押さえ

ないと、先ほど申しましたとおり、市街化調整区域の農地と市街化区域の農地を比較すると、それだけで、同じ農地でありますけども、まずそこが違うというのをまず御理解願いたいと思います。その後先ほど申しましたような区画整理の事業を行うに当たり、道路沿いの農地だとか、道路がついていない農地だとかというのを評価しながら、平均的に張りつけていくと、こういった先ほど申しましたような減歩率という形になってくるということでございますので、まず市街化区域と市街化調整区域の違いというのが、大きく先ほど申しましたとおり、はね上がると言ったらおかしいんですけども、宅地並みになってしまうということで御理解願いたいと思います。

○重田委員

平米5万円ですね。田んぼが平米5万円になるというわけですね。5,000万円。反当5,000万円になるんですね。

(発言する者あり)

反当よ。で、反当5,000万円ですよ、そいぎんた、その時点で150万円の30倍、33倍ぐらいなるんですね。その後ですよ、また上がるんですよ、区画整理することによって、この6万4,000円。これは金額の違いというのはどう——例えばですよ、取得する用地の中央運動場用地、保留地2つは4,000——そいけん、その田んなかより安くなるんですよ。そして、反対にその上んとは6万4,000円が高くなる。この違いというのはどうなんですか。

○都市政策課参事兼土地整備係長

この違いというのは、標準評価地からのですね、距離とか道路の接しぐあい、それから間口の大きさ、それから敷地の大きさ、これらの評価によりまして、この単価の違いが出てきます。

○伊東建設部長

具体的に申しますと、例えば、大きな区画をですね、宅地にしていく場合につきましては、道路を入れたりとかですね、例えば、1万平方メートルあってもですね、250平米の宅地が400宅地できるわけではございません、道路を入れますんで。そういった意味では、まとめて大きく買ってもらった方についてはですね、そういう道路だとかインフラを整備する部分の費用が要りませんので、お安くしましょうというところでございます。

それとまた、先ほど市民グラウンドの個人さんのある土地は、あの道路がですね、御存じだと思いますけども、今JRアンダーの工事をやっております。あれが終わりますと、南部バイパスから北部バイパスまで全部2車線——片道1車線の2車線道路で貫通する、例えば、今、通称言っています大財通りと同じような機能を持つような佐賀市の幹線ルートになってきます。その道沿いは当然、今も大財通りは評価的にはそうなんですけども、それと同じような評価になるということで、勢いあの周辺が上がってくると。同じ兵庫区画内でも、地域によって土地の価格は大きく違ってございます。ゆめタウンの東側あたりは、国道沿い、34号線と川副線ですね、環状東線の交差点あたりはもう7万円を一時期してい

た時期もあります。

そのように土地というのは条件によって大きく変わりますので、その辺は形状ですとか、地域によって変わってくるということで御理解をお願いしたいと思います。

○白倉委員

ちょっと確認させてください。今度の買い戻し——買い戻しというか、保留地の部分ですけれども、買い戻しの分ですけれども、8億1,400万円ほど上がっているのは、いわゆる総事業費の165億円、その中に含まれているものなんでしょうか。もともとそういった予算づけの中の流れの中の今回の予算というふうに考えたらいいんでしょうか。

○都市政策課参事兼土地整備係長

保留地につきましてはですね、これは区画整理のこの換地の計画の中で単価設定されております。しかし、民有地につきましては、これはあくまでも個人のものでありますから、個人の売買ということになりますので、鑑定評価が必要になってきて、それに基づいた取引をですね、させていただきたいというふうに思っていますが。

○白倉委員

ちょっと参考までに教えていただきたいんですが、民有地については平成3年から15年までに毎年前年度比5%上乗せで借りていたわけですね。私たちは借地していたわけですね。それは大体総額的に——最初はどれぐらいで総額幾らというような言い方で結構ですけれども、それが今こっちのほうに、あとは民有地の買い戻しになってきているんですが、参考のために教えていただけたら。

○貞富スポーツ振興課長

民有地の借地の分ですけれども、これにつきましては、平成元年度の時点で、これは平方メートル単価ですけれども、400円からスタートをしております。で、現在、年間で650万円で借地をしておりますが、平方メートルに換算しますと2,250円になります。トータル的にですけれども、これは従前が、今残っている方の部分だけじゃなくてですね、ほかの方からも、2名の地権者がおりましたので、それまでトータルしてということでお答えしたほうがよろしいんでしょうか。

(発言する者あり)

はい、わかりました。トータルした場合、22年度までですけれども、今年度までですが、約1億9,700万円になります。

○重田委員

済みません、そしたら、最後確認ですけど、保留地の3,550平米、間違いなく寄附いただけたらということで理解してよろしいんですね。それだけ確認しときますので。

○伊東建設部長

きちっとそういう旨の文書をいただいております。

○重田委員

そいけん、旨の文書をいただいとっけん、間違いなかですね。

○伊東建設部長

はい、そのとおりです。

○山田委員

ちょっと戻ります。ちょっと計算すつとのせからしかけん、教えてください。

このグラウンドのですね、市民グラウンドの民有地の2,900平米、これは22年度でいいですから、借地料幾らだったのか。ちょっと計算すつとのせからしかけん、教えてください。

○貞富スポーツ振興課長

22年度の借地料は650万円でございます。

○松永幹哉委員

2点ほど済みません。、2ページの中の経過でですね、平成15年に2,000平米を取得された、このときの価格が1点ですね。

それともう1つが、この経緯の中で随分時間とともに、確かに借地ですからデリケートな問題ですから簡単には進まないと思うんですけども、案外時間が、随分の時間がかかっているところがあるんですけども、そういう原因ですね。ただ単に宅地だったからという原因なのか、うまく話がいかなかったという原因なのか、そういうことを、仕事をあつせんしなかったという原因なのか、その辺を原因をですね、ちょっと教えていただきたい。この2点をお願いします。

○貞富スポーツ振興課長

まず、平成15年に買収した土地の単価ですけれども、平方メートル単価で3万7,900円でございます。

○伊東建設部長

当初、この市民グラウンド周辺を買収するに当たって、なかなか買収ができずに借地でスタートをしておりましてし、その後も用地のお願いはしてありました。しかし、片一方では、地権者の方もですね、生活があるということの話もございまして、ずっとなかなか進んできませんでしたが、やっとそういう兆しが見えてきましたので、今回、予算計上に上がったわけでありまして。

○松永幹哉委員

ということは、その兆しまで十数年の時間がかかって、今回そういうふうになってきたということですか。

○伊東部長

そのとおりです。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようですので、兵庫北土地区画整理事業に係る各事業の審査を終了いたしたいと思えます。

それでは、ここで現地視察を行いますので、何時に出発いたしましょうか。予定どおり10時程度ということによございますでしょうか。トイレを済まされてですね、下のほうに御集合をお願いしたいと思えます。

また、こども教育部のほうには大変お手数かけますけれども、よろしく対応をお願いいたします。

◎午前9時52分～午後1時11分 現地視察及び休憩

○堤委員長

それでは、現地視察大変お疲れさまでございました。文教福祉委員会の審査を再開いたしたいと思えます。

再開に先立ちまして、教育長のほうから御報告があるということによございますので、しばらくの間お願いいたします。

◎東島教育長 報告

○堤委員長

ただいまの御報告について、何か御質疑等がございましたら、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ただいまより文教福祉委員会を再開いたしたいと思えます。

まず、第6号議案について、執行部から説明をお願いいたします。執行部のほうにお願いによございます。大変審議、審査の内容が豊富によございますので、説明のほうを端的によございますね、お願いをしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

◎第6号議案 平成23年度佐賀市一般会計予算中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第10款関係分、第2条(第2表)、第3条(第3表)教職員用情報機器借上料、小学校教育用情報機器借上料、中学校教育用情報機器借上料、学校給食調理等業務委託料 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

それではですね、ちょっと説明にはありませんでしたけども、以前からちょっとお聞きしたいと思ったことがありました。3番の資料の393ページ、下から4つ目のですね、少年少女発明クラブ補助金というのがございます。ちょっと私も以前、これに誘われたことがありましてですね、そのときはちょっと忙しくてお断りしたんでありますけども、この指導者だとか参加人数、あるいは会場だとか、そこら辺、わかれば教えていただきたいなというふうに思っております。それが1つによございます。

2つ目はですね、その次のページ、394ページ、スクールカウンセラー配置事業補助金の315万1,000円というのがございますが、これは市費による配置人数が何人で、これは県費のほうのは書いていないと思いますけども、県費が何人なのか、人数を教えてくださいと思っております。

○古田教育総務課長

それでは、発明クラブの件からお答えをいたします。

まず指導者ですが、専任指導員として1人配置をしております。それから、臨時的に――臨時というか、その都度の講師として6人、合わせて7名がそういった指導の体制をとっております。

主な会場は、勸興小学校の教室を使わせていただいております。時々青少年センターというところも会場としてお借りをしております。

それから、参加人数は大体例年30人ということで実施をしております。以上です。

○角学校教育課長

スクールカウンセラーの県費分でございますが、県単独の分は10分の10の分でございますが、9名でございます。それから、県が3分の1補助をしてくれるスクールカウンセラーもございますが、それは6.5名でございます。6.5名という半端な数字は、実は1人当たり年間280時間という計算がございますので、それで.5という数字が出ておりますが、佐賀市は、したがって、3分の2を受け持っております。

(発言する者あり)

はい、市費単独というのはございません。

○山田委員

3番の資料のですね、198ページ、子育てサポートセンター運営経費、ゆめポケットの分ですね。この事業、ちょっと私、聞き取れなかったみたいなので、もうちょっと詳しく説明していただけますか。

○藤田こども課長

子育てサポートセンター運営経費900万円ですね。

(「そうですね。はい、そうです」と呼ぶ者あり)

ゆめポケットの中に、もう1つ、フルハートというサポートセンターを併設しております。そのフルハート、もともとはファミリーサポート事業とか、あるいはサポートママ事業というのを行っていました。特に、ファミリーサポート事業につきましては、例えば、保育園の送り迎えとか塾の送り迎えのためのサポート事業、あるいはまたサポートママ事業につきましては、出産後、まだ肥立ちといたしますか、体調の悪いお母さんたちのための家事の支援とかいう部分をしています。その大きな2つの柱のファミリーサポート事業とサポートママ事業に伴う900万円でございます。

○山田委員

それですね、その22年度のこの制度を利用された実績とですね、23年度の予定ですね。予定何人ぐらい。それで予算組まれていると思うんですけども、その分についてちょっと説明してください。

○藤田こども課長

サポートママ事業につきましては、一応22年度見込みにしまして、利用世帯550世帯を見込んでおります。また、サポートママにつきましては、今年度見込みとしまして、60世帯を見込んでおまして、基本的にはこの実績に応じまして来年度も予算要求をさせていただいております。

○川副委員

私立保育園整備事業で確認ですけど、これは事業費に対して県と市で2分の1の補助ということですかね。

○藤田こども課長

対象事業費、いわゆる補助対象事業がありますので、補助対象事業に対しまして2分の1、あと市の4分の1であります。

○川副委員

この私立保育園を建てる、整備する場合に、例えば、県産材とか、森林事業関係のほうとあわせたことで整備とかできないのかなと思ひまして。

○藤田こども課長

確かに昨年からもそこら辺の御要望はいただいている部分であります。ただ、それを保育園側に一応お伝えはしている分はあるんですけども、佐賀市として、ぜひその県産材を使って、あるいは県内業者を使ってということでは、ちょっとなかなかお願いする立場にとどまらざるを得んという状態であります。

○川副委員

今回は私立保育園整備事業でしたけど、これは幼稚園も適合はありますか。

○藤田こども課長

一応要綱的には私立幼稚園に対しても改築事業の要綱を持ってはおりますけども、ここ5年間、基本的にはやはりなかなか自己資金の関係で、新たに幼稚園をおつくりになるとかいう分はない状態ですんで、一応制度的にはあるということであります。

○川副委員

プールの浄化装置の件で、この耐用年数はどのくらい。

○古田教育総務課長

大体25年ぐらいということ考えております。

○川副委員

学校のプールは年じゅう水は入っていますかね。

○古田教育総務課長

はい、基本的には水は年間を通じて入っております。

○亀井委員

きょう視察した中でですけどね、この青の資料の43ページの一番下、諸富中武道場。中学校で武道場があるところがどこどこなのか。それから、柔道、剣道が学校の授業で行われているのか。それから、体育館でそれは代用できないかというか、体育館でもできることではないのか。つまりなぜ武道場が必要なのかということについてお答えください。

○古田教育総務課長

中学校ではですね、基本的にはあぁいった武道場というのは新しく合併した町村のほうにございまして、諸富中学校、それから思斉中学校、それから川副中学校、それから大和中学校については体育館の中に併設した形で武道場がございます。

それから、授業との兼ね合いなんですけど、平成25年度からやったですかね、武道が必修化になります。ただ、これにつきましては年間授業数が10時間程度でしたっけ、ということで、ある程度本格的な柔道だとか剣道というところまではいきませんので、ある程度体育館を使用した形で、柔道においてはマットを敷いたりとかという形で実施をしていこうというふうに考えています。あと、防具なんかの備品類の整備というのは必要になってくるかなというふうには今のところは考えております。

○角学校教育課長

今、これまでも申し上げてきましたけれども、川副中とか諸富中におきまして武道の研究指定も行っております。武道教育の研究指定でございます。体育の授業の中において、地域人材も生かしながらと。その武道の導入の必要性でございますか。それを……

(発言する者あり)

あぁ、武道場のですか。

(発言する者あり)

いや……

○亀井委員

研究指定を受けているから必要というふうに聞こえたんですが、研究指定がいつから受けておられるのかね。武道場はそもそもいつから、これは諸富中は昭和38年、40年、昭和53年って、これはどれがほんなことじゃい。

(発言する者あり)

あぁ、武道場は53年か。そいけん、研究指定はいつからだったのかとかですね、その辺、ちょっと具体的に必要性を説明してください。

○東島教育長

明確に言えるかどうかわかりませんが、今度の新指導要領で行う武道は、これは授業の一環でございまして、時数がそう多くありません。したがって、体育館で十分できると、こう踏んでおります。ただ、今ある武道場は多分部活動ないしは社会体育的なものも

含まれておりますので、設備的には十分な設備があったほうが望ましいのは言えますけれども、端的に学校に必要であるかと言われましたら、必ず必要という回答はちょっとできません。

(発言する者あり)

ですから、学校体育としての武道だけでなく、そういう部活動とか、あるいは地域の社会体育的な推奨とか、そういう中になりますと、設備は充実しておったほうが望ましいというのは、これは言えます。

○角学校教育課長

済みません、先ほど事業開始年度のことをお尋ねだったかと思います。諸富中学校が21年度から実施しております。川副中学校は22年度、今年度からでございます。

なお、先ほど必要性のことを御質問いただきました。確かに学校体育だけでいけばですね、武道場は確かにこの必要性はちょっと弱くなるんですけども、地域の方が今、武道に関してはかなり協力をしてくださっています、諸連盟等も。そしてまた、これまでもその武道場で子どもたちと一緒に地域の方が汗を流していただいているという、そういう学校の歴史も実はございます。それを、武道場をもうちょっとなくして体育館でやってくださいとなりますと、体育館で頑張っていたバレー、バスケット等もまた今度ちょっと、済みません、割を食らうてしまうと。言葉は悪いんですけど、そういう状況にもなりかねません。以上です。

○重田委員

基本的にはやっぱりルールというものが必要だと思うんですよ。地域によってですよ、例えば、川副はサッカーが非常に熱心で、それを重点的にやっている。例えば、諸富はそういう部分がありますとか、それはそれでいいと思うんです。そういう明確なある程度基準、せいけん、例えば、あそこにつくったけん、そんならどこでんつくらにゃいかんよというルールじゃないんですよ。せいけん、そういう部分をですよ、ある程度言っただければですよ、私たちは、ああ、そうですかと、それは認めるんですよ。ですけど、必要ないですよ。社会体育——そんない、社会体育だけ言ったらですよ、どこでも必要なんですよ、社会体育だけ言ったら。せいけん、地域の伝統とか、そういう部分を踏まえてですよ、やっているわけなんでしょう。どうなんですか。

○東島教育長

おっしゃるとおりでございます、各学校のある地域、その特性的な取り組みでございます。ですから、武道場があるということでございます。

○重田委員

だったらですね、今からそういう、例えば、人事にしてもですよ、そういう部分、施設はあるんですけど、例えば、先生がもういなくなったからだめになったとか、そういう部分をたまに聞くんですよ。そういうことがないようなですね、やり方をしていた

だきたいと思います。

施設関係で、きょうですね、結構兵庫小学校のように、全体的にある程度つくり直すとか、成章とかですね、それはわかるんですけど、一部分的に今回つくり直すという部分あると思うんですよね。そいぎんた、とりあえずは学校の生徒数が減ったから面積は減らしていいという説明が結構あったと思う。ただ、若楠の場合とか、真ん中だけ小さくなって、今度、次かえるときはどうするのかって、そういうある程度計画性が必要な、ある程度大きくつくってですよ、次、もうあれもよっぽど新しくないと思うんで、例えば、次、何年後は、10年後はつくり直さんないかんやろうって。そんときのために特別教室もある程度大き目につくってですよ、次に迷惑かけないようにつくり方をしていますとかですよ、そういう計画がある程度必要じゃないかなと思うんですけど、それについてどうなんでしょうか。

○古田教育総務課長

議員言われるようにですね、先を見て、ある程度大きくというのはお話としては我々としても理解できるし、非常にある意味、真ん中のほうが狭い建物が、若楠小学校の場合なんかは真ん中が一番小さい建物になるというような形で、ちょっと形状的にはいびつな形で、土地の有効利用の面でもちょっと疑問というか、ちょっと我々としても困るなという部分はあるんですが、ある程度そうやって先を見越して、例えば、一番北側を改築するために今度建てる真ん中のところは一番東側に寄せてつくっておくと、そこに、例えば、北側を改築するときにはプレハブ校舎をつくらずに、横に、真ん中の棟の西側に接続して増築した形でつくれるとか、そういったことはちょっと設計の中で考えていって、土地の有効利用も含めてですね、検討しなければいけないというふうには思っています。

○重田委員

それと、財政的な部分ですね。ある程度補助事業としてやると思いますけど、あとはやっぱり合併特例債とあってですね、非常にやっぱり交付税に算定される率がですね、過疎債ぐらい多いということで、非常にいいと。その次はですね、次のときはもう普通の補助金だけかなと思うんですよね。そいけん、財政的な部分も十分ですよ、計算されて、どれが得なのかって。多分あと10年後ぐらいはですよ、またいろいろつくり直さなのどっさり来ると思うですもんね。そんとき、もう合併特例債は使えないんでですね、その辺を十分検討してください。

○松永憲明委員

先ほどの諸富中の武道場の件なんですけども、たしか昭和53年、私が勤務していたときに、地域の方々の要望も非常に強くてですね、でき上がったわけです。ですから、その当時としては珍しかったかと思います。ただ、旧郡部はですね、それぞれやっぱり武道場を持っておりまして、東与賀も公民館のそばのところに、公民館のところにあったんですよ、武道場が。で、今回この校舎建築に際して、つくり直すということになったんです

けども、面積的にですね、先ほどの説明では、視察のときでは大きくなりますというようなお話でしたけども、実際、中ですよ、道場の中の広さはどういうように変わるのか御説明いただきたいと思います。私が聞いている範囲ではですね、ちょっと狭くなるというようにも聞いておったもんですから、どういうふうな状況なのか御説明をいただきたいと思います。

○古田教育総務課長

済みません、中の資料に、面積については、ちょっと今手元に持ってきておりませんので、後で御説明をいたします。

○堤委員長

きょう中に大丈夫ですか。

○古田教育総務課長

きょう中に大丈夫です。はい。

○堤委員長

松永憲明委員、そういうことでございますか、後ほどで。

○松永憲明委員

それは後で構いませんけどもですね、できるだけそういったものはですよ、この委員会でも新しくつくるときは、こういうふうになるらばですね、こういうふうになるんだというのを説明いただきたいなと思っております。

○亀井委員

今の松永憲明委員の話とも関連するんですがね、先ほどの私の質問ですよ。いわゆる武道場の必要性について。地域の特性であるとか学校の個性であるとかって、そういうことも大事だと思うんで、私は別に反対しているわけじゃないんですよ。だから、教育委員会がね、それをきちんと説明できなければね、我々は予算に賛成できないわけですよ。そこんところをよく考えていただきたいと思う。よそにあるからとか、そんなのは理由にならない。いいですか。

○白倉委員

関連ですけれども、学校改築関係で2カ所ほど、私の記憶では金立とか、あと巨勢でしたかね、地域と連携、地域開放型という部分で、面積も広くとられるというふうなところがあつたんですが、それをちょっと改めて御説明いただいて、どことどこがそういう地域連携開放という部分で面積を広目にとって、かつ地域とのですね、話し合いはあとどういうふうにされるのかということですね。面積部分をその分、多くとっているようにちょっと説明を受けたような気がするんですが、その辺、もう一回お願いできますでしょうか。

○古田教育総務課長

地域連携施設につきましてはですね、今現在、建てかえを行っているところ、最近建てたところというのは、すべての体育館で設置をしております。それは地域の社会体育の

方々が使われることというだけじゃなくて、体育館の場合、避難所にもなりますので、ですから、更衣室だとかシャワー設備を備えた施設ということで、今整備をしているところです。

ですから、今現在はこの体育館も更衣室、シャワーなどを備えた地域連携施設が行われています。

それから、地域とのお話し合いですが、体育館の改築をするに当たりましては、地域ごとに、各学校ごとにですね、地域開放委員会というのがございますので、そちらのほうで体協の方ですとか自治会の方というのは入っていただいて、お話をしております。

○重田委員

青い資料の38ページですね、ここで育楽という言葉から出てくるんですけど、これは佐賀市がつくった言葉なんですかどうなんですか。ちょっとなかなかなじみがないなと思ってですね。

○藤田こども課長

確かに一番最初、新規事業を起こすに当たって、名称は非常にこだわりたいところで、一つの佐賀市として何かテーマをつくりたいなというところがありました。一応ネットとかで調べる中でも、育楽というのはなかなか、育児を楽しくというところで、保護者に対して、今どっちかといえば、育児そのものが苦痛とかですね、そういうイメージがあります。そういう意味では、もっと楽しいところで、皆さん子どもを育てていきたいと思いますというところで、アピールしたいなというところで、名称を一応つけました。

○重田委員

育楽ですね。育てるのは楽しい。もうちょっとよう考えて。いんにゃ、何かほら、やっぱりまなざし運動というぎんた、ああ、何かなというごたるイメージの大体わいてくるばってん、育楽っていきなり言われてでんですよ。楽に育児ばせんにゃいかんかなと思ったりしてですよ。

(発言する者あり)

そいけん、その辺というのを、つくるということ、新しゅうね、新しか言葉けんが。新しか言葉、造語ですよ。そういう部分というのはよう考えてやっぱりやっぴりやっぴいかんと、なじまんやったら全然わからんしですね。そいけん、こいがよかか悪かかわからんばってん、私はどうもなじめんとやなかかなと思って。済みませんね。

○白倉委員

家庭の子育て向上推進事業については、勉強会のときでもちょっと質問があったと思うんですけども、ホームページの成り立ちというのは先ほど説明していただいたので、わかるんですね。わかるんですが、どちらかといえば、特段変わった構成でもないと思うんですよ。同じようなことなら、例えば、ただでできるブログの世界でもできるしですね、音楽とか、例えば、映像とかも張りつけられるし、リンクは幾らでも飛ばせるしですね。

こういうのはお金要りませんよね。

で、佐賀市のホームページからリンクさせるということが、これを独自に一つのホームページとしてつくり上げたいと言われる説明だったんですね。じゃ、ブログだったらなぜいけないのかが1点目の質問です。

それともう1点目は、ホームページをきちっと設計してもらうのに240万円かかるんですよね。これはホームページ作成。作成業務委託料だけでしょう。あと更新等々はそれぞれの団体がしていくわけでしょう。240万円かけてホームページ作成するというのは、どこにどう委託して、どれぐらいの規模で考えていらっしゃるのかなという質問が2点目です。例えば、福祉関係の障がい者団体、福祉関係でホームページ作成されているところ、いろいろありますよね、佐賀市内でも。うんとうんと安い委託料で立派なホームページをつくってくれるところは幾つもあるんですね。

だから、この予算計上に至るその2点の考えをお聞きしたいんですが。

○藤田こども課長

まず第1点、ブログではいけないのかということなんですけど、私たちも確かにブログだけ考えましたら、当然皆さんからの御意見を聞くという立場では、その機能はですね、十分果たすかなと思うんですけど、もう1つ、私たちがちょっと強調したいのは、今回、市内でもいろんな学級、講座あります。講演会もあります。そういう団体を一回ですね、集まっただいて、その中で、佐賀市としての育樂——育児を学ぶ場をもう一回佐賀市全体で把握しましょう、お互いに把握しましょうということから始めたいということがまず始まりがありました。その中で、じゃ、その後、ある程度整理ができれば、じゃ、各団体が主催しています講座とか講演会にしても、リアルタイムに各団体が入力できるような、投稿できるような形をつくれればですね、常に聞く側もですね、すぐわかるかなと。少なくとも今のホームページよりはそこがちょっとなかなか機能していなかったと、機能がなかったというところでは、1つ加えをさせていただきました。

また、あとこの委託に伴う分です。確かに2カ所ぐらいちょっと今仮見積もりといいますか、見積書を出していただいています。1つ報道機関、今おっしゃった障がい者の団体はちょっと対象、今のところしていませんけども、一応2社からとった結果として230万円という形をとっています。1つは、例えば、観光協会が今同じような形ですね、つくっているホームページがあるんですけども、レンタルサーバーを使った形なんですけども、それにつきましても大体同じような200万円相当額があったもんですから、そういう意味では、そんな高いという形は私たちはちょっと認識は持っていない状態です。

○山下明子委員

ちょっと関連で、聞いていて思ったのは、例えば、リアルタイムでいろいろできるという点では、ブログでもツイッターとか、いろんなのと連動してできるようにはなっているしですね、ホームページは確かに、行政がやるから当然責任を持った体制でやらなきゃいけ

ないという意味ではわかるんですが、ただ、ブログ形式のほうが気軽にきちっと、何とか、気軽に発展させられやすいというんですかね、多分かなりホームページの場合、がちり張りついてきちっとやっていかないといけないのと、担当者がかわつたらなかなか更新が滞りがちになってしまったりとか、行政のほかのところを見ていると、生き生きしているところとそうでないところって、やっぱりすごくあるんですよね。それで見ると、多分ブログのほうが扱いやすいのではないかなという感じもするし、入る側も、取りついていく側もね、すっと入りやすいというところがあるような感じがしますので、携帯からサイトで対応するにしても、ブログのほうが多分しやすいのではないかなという気が私もしているので、趣旨はとてもいいと思うし、子育て関係のブログは相当伸びているですね、どこでもね。だから、つくればおもしろいものになるだろうなという感じはするんですが、何かもう少しその230万円かけてせんでも、やり方があるのではないかなという感じがちょっと私もいたしますが。

○藤田こども課長

一応今、育楽ミーティングも設定をしています。少なくともその中でも、今の公共のホームページのかたさとかですね、そういうのは確かに私たちも認めるところでありますんで、そういう意味では、この育楽ミーティングの中でも、そのホームページの中身といいですか、構築の仕方とかですね、形とかいう部分は、逆に民間の方たちのいろんな御意見を伺いながらつくりたいなというところも一つありました。

○白倉委員

先ほどちょっと山下議員も言われましたけど、ブログという形式ももちろん大いに発展性があると思うんですね。若い世代はよく携帯使いますのでね。それが1つの方法と、それと例えば、メインになるホームページをもしですね、つくられるならつくられて、そこをブログからも入ってこれる、ブログにリンクさせるという方法もあるし、メインのホームページ自体ですね、私の頭の中では、せいぜい出しても30万円、プロに頼んでも。よっぽど何とか企画、何とかかんとかというところに頼むなら200万円、100万円とか、そういうところもありますけど、安いところだったら10万円、20万円、30万円の世界で立派なホームページができるという感覚があるんですよね。ですから、この240万円という予算について特段お聞きしたわけです。そこはよくちょっと検討していただきたいなと思います。

○藤田こども課長

来年度から育楽のミーティングからちょっと最初始めていくんですけども、その中で数回、私が今申したようなホームページの中身、形的にも審議といいますか、議論をさせていただきます。その経過の中で、一回議会のほうにもこういうふうな議論の経過がありますというところだけはちょっと御報告をさせていただく形で提案をさせていただきたいと思っております。

○亀井委員

済みません、やっぱり育楽って、僕ら年のせいかな、物すごく発音しにくいんですね。育楽って、同音が続くでしょう。がくがく。何かやっぱりね、ちょっと口がまめらんというかさ。若い人は大丈夫なんか知らんけど。ちょっとやっぱり重田委員が言われるように、ちょっと考え直したほうがいいんじゃないかなと思います。意見です。

○藤田こども課長

重田議員、あと議員お二人のほうから御指摘いただきました名称からですね、そこら辺も当然まだ育楽ミーティングの中でも、これはまだ決まり事というか、私たちの一応仮称名でさせていただいています。そこら辺では実際どれだけのネーミングにできるかというところもあわせて、それは審議をさせていただきます。

○松永憲明委員

3番の資料のですね、403ページでございます。新しい学習指導要領に変わっていくということで、教師用の教科書並びに指導書の購入費に充当されるわけでございますけども、学校現場を回って見た中でですね、次年度に学級数の増減が出てくるわけですね。どうしても年度ごとによって増減が出てくるわけですが、そういったときにですね、足らなかつたりする場面があるということをお聞きしております。そうしたときに、学年で共通して使ってくださいと、こういうような話であったということで、先生方のほうから何とかならんもんだらうかという話があったわけです。当然これは市の予算もある中でですね、備品として購入をされているわけでございますので、教科によって強弱といいますかね、必ず1クラスで絶対持つとかなくちゃならないというものだとか、あるいは時間数的なものからして、2クラスで1セットですよとかというのものもあるかもしれませんけども、そこら辺の基準というのがはっきりしておるのかどうか、わかっておれば教えていただきたいんですけど。

○角学校教育課長

実は23年度からはですね、どの先生にも4教科、国、算、社、理の指導書はお持ちいただくことは思っております。平成22年度までは国語と算数でした。その分は予算の増額をお願いしているところでございます。

○山下明子委員

ちょっと前に戻ります。済みません、201ページの保育のところでお伺いしたいんですが、私立保育園の支援経費の関係でですね、出し方ですね。1つは、支援の出し方で、園児1人当たりという出し方と、それから1カ所、1園当たりという出し方とパターンとしてあると思うんですが、例えば、特別保育の場合はどうなっているかということと、それから認可外保育の施設、健康安全対策だとか、そういう部分で、同種類で私立の認可保育所に出す場合とでどういうふうに金額がなっているかということをお聞きしたいと思います。

○藤田こども課長

私立保育園の支援経費1,400万円の件ですね。これにつきましては、まず保育園会運営

費補助金としまして1つ240万円。いわゆる私立保育園会に対する運営経費補助でありますのが1つあります。あと私立保育園の職員研修費補助費としまして550万円がございます。あと一時保育、いわゆる休日保育の児童の障害保険、これは1人当たりなんですけども、この補助金がまた1つあります。あと認可外施設に対します園児、あるいは保育士さんの健康診断、歯科健診につきましては、これはもう各保育士さん、あるいは園児さんの数に応じた1人当たりの単価で計算します。ただ、一つ認可外につきましては、保育施設の改修といいますか、施設整備補助金として10万円ですけど、1園当たり10万円というのが1つあります。よろしいですか。

○山下明子委員

例えば、保育施設の整備に係るという場合に、認可園の場合はどういう出し方になりますか。

○藤田こども課長

通常、認可園につきましては、改修、改築の補助金でありますので、先ほど予算説明いたしました来年度は城西保育園ですけども、その大規模改修、あるいは改築に伴う補助金のみであります。

○山下明子委員

ということは、認可園の場合は、施設を整備したり改修したりするときに、その必要な対象工事に対して何割ということが出ていくわけですよね。ですが、認可外の場合は関係なしに10万円だと。一律10万円、大きかろうと小さかろうと、あとは自己資金ですよということになるわけですね、今の状態はね。そうすると、やっぱりそこに通う子どもの問題とか考えたときに、やはり相当な不公平があるのではないかなというふうにもなりますね。だから、本当ここはもう少し考えていく必要があるんじゃないかと思うんですが、やっぱりここはずっとまだこのままでいかれるつもりなんですか。

○藤田こども課長

前の山下議員の一般質問、あるいは今回の中山議員の質問にもあります認可外に対する補助の御質問だと思います。確かになかなか同じ佐賀市の子どもをお預かりいただいて、それで、一方では先ほどおっしゃったように、認可外に対しては10万円程度だということは実態的にあります。だから、私たちももう一方では認可外が待機児童をお受けいただいているという実態も認識はしております。ただ、なかなかすべてにおいて運営費を補助するというのはなかなか難しい中で、私たちも待機児童対策として全体的に考えたときには、一つの手だてとしては、確かに認可外の入園されている保護者に対する保育料の補助とかですね、そういう補助をしている市町村もありますし、また実際運営費を補助している、待機児童対策として認可外の運営費の補助、あるいは施設の補助をしている自治体もあります。そこは幾らか九州管内も今研究をさせていただいております。ですから、私どもとしても、待機児童対策として、認可外に対する補助も含めたところで、やはり全

体的に一つの手だてとして考えていきたいなというところを考えています。

○山下明子委員

もう1つ関連はですね、障がい児を受け入れている保育所に対しての補助という観点で考えたときに、認可園に対してはどうなっているかということですね。そして、認可外で障がい児を受け入れている保育所があるかどうか、そこら辺の把握はどうなっているかということについてもお願いします。

○藤田こども課長

認可園に対します、いわゆる障がいのある子どもさんをお受けいただいたときの補助金につきましては、一応今、特別児童扶養手当を支給されている児童に対しまして月9万9,000円、またそのほか、それ相当の診断をされている方、比較的軽度の障がいのある子どもさんをお受けいただいている分につきましては、月当たりの3万7,080円ですね。重度の児童を受け入れられた方につきましては月当たりの9万9,000円、軽度の児童を受け入れられている園に対しましては月3万7,000円の補助を行っています。

今、もう1点、認可外の今の障がい児のお受け入れの状況につきましては、済みません、ちょっと今のところ、申しわけない、把握はしておりません。

○山下明子委員

いないわけではなくて、受け入れてあるところもあるわけですね。今言われたように、認可園に対しては重度は9万9,000円、軽度は3万7,000円ということで、園児1人当たり補助が出ているわけですね。で、やっぱり障がい児を預けざるを得ない。つまり認可園に行ったらもういっぱいだめだと断られて、認可外に入っているという状態があるわけですね。そこに入って、それは保護者のせいでも何でもなくてそこに通っているのに、片方ではその手だては何もないまま一生懸命認可外で預かっておられるということを考えてときに、やっぱりそこも観点としてはですね、さっきの整備等も含めて考えておかなくてはいけないと思うんですが、やっぱり本当に待機児といいますけどね、そういう意味では待機児、そういう形での受け入れにもなっているわけなので、これは本当に大きな差ですからね、考えていくべきだと思いますが、その辺の観点はどうなんですか。把握も含めて。

○藤田こども課長

毎年、認可外の保育園の団体というか、皆さん協議会のほうからも御要望はいただいているんです。その中でも確かに間違いなく障がいのある子どもさんたちをかなりお預けいただいているという現実も私たちも把握はしています。確かに数値的にはちょっと具体的にはちょっと把握はしていませんけど。もう一方で、今の御要望といいますか、御意見に対して、この場で補助に対してですね、すぐ検討しますという立場ではちょっと私どもなかなか考えていません。ただ、先ほど申しました待機児童対策としての一つの認可外に対する補助については、一つの手だてとして研究はさせていただきます。

○亀井委員

認可外に対する国県の補助というものはあるんですかね、さっきの施設整備費だとか何だとか。あるいはまた認可外というのは法律的にどういう位置づけになっているんですか。認可園との違いって何ですか。具体的に教えてください。

○藤田こども課長

まず、認可につきましては、基本的には県が認可をいたします。当然その中には施設の面積、あるいはまた運動場の広さ、当然また保育士の数とかというところが最低限の条件になっています。それをクリアしたところが基本的には認可園になります。ですから、基本的にはそれ以外の部分が認可外、いわゆる届け出の保育園という形になっています。

で、県の補助もですね、先ほど申しました保育士さん、あるいはまた園児に対する健康診断の費用につきましては県の補助がありますもので、佐賀市もそれに応じた形で補助はさせていただいているという状態であります。

(発言する者あり)

認可外の施設補助につきましては、ちょっと今のところ設定されていない状態です。

○山下明子委員

ちょっと今の課長の説明の中で、原則はさっきおっしゃったとおりだと思いますが、その施設の基準をクリアしているかしないかという点ではですよ、基準そのものは一定水準に達しているけれども、あとは認可を申請するかせんかというところで違っているというところもあるじゃないですか。そこら辺はきちっとしとかなないと、何か認可外が全部その基準を満たしていないんだというふうになるとね、そうではないと思いますが、そこをちょっときちっとしとかなといかんのじゃないですかね。

○藤田こども課長

確かに御指摘のところ、私たちも佐賀市、今認可はしていません。理由としては、年度当初の待機がないというところで。ですから、今山下議員御指摘になったように、クリアしている認可外があったとしても、手を挙げて佐賀市が認めないという状態も確かにあります。ですから、それを踏まえまして、私たちも今後新たに待機児童対策として考えるときの一つの手だてとしてですね、認可をふやすとかいう手だても当然考えられます。その中では当然、今、認可外で、佐賀市が認めない認可外の中でですね、手を挙げたいというところは、挙げられるチャンスは確かに出てくると思います。そういう意味で、私たちも一つのチャンスとしても、待機児童対策の一つとして、そこら辺の認可外を認可にするというところは考えられると思います。ただ、そのときも当然最低基準を満たされた保育園が対象になると思います。

○亀井委員

一方で、幼稚園があるでしょう。幼稚園も預かり保育やなかばってん、何か延長保育やなかばってん、そういうことも今やられているじゃないですか。それで、やっぱりですね、

幼稚園の組織と保育園の組織との綱引きというかな、せめぎ合いというかな、要するに子どもの奪い合いになっていて、その辺がなかなか実際のところは話し合いがきちんといきよらんとじゃないと。その辺どうなんですか。

○藤田こども課長

亀井議員が確かに子どもの奪い合いという表現をされましたけど、確かに少子化の中で当然子どもたちが減るという中では、確かに保育園がある意味では定員を満たして、もう一方では幼稚園が多分50%、60%定員という中では、もう一方は、確かに奪い合いという表現も適当だと思います。もう1つは、今私が新規事業でも説明した幼稚園型認定こども園、逆に幼稚園側からすればですね、新たに認可外の保育所を自分のところに機能を持たせて、保育所部分の子どもたちを受け入れようという動きがもう一方であります。それに対しては私たちもこういうような補助を使わせていただいて、それで援助をしている状態であります。

ですから、私たちも待機児童対策としての立場の中で、その認定こども園の補助、あるいは今御指摘いただきました幼稚園の延長保育に対しての補助、あるいはまた保育所でいきますと改築の補助、そこら辺でまず対応させていただいて、かつ今後また待機がふえる形になったときに、改めて山下議員の御提案をいただいたところも含めてですね、総合的に判断させていただきたいと思っております。

○堤委員長

質疑が若干審査から外れてきつつありますので、その点御留意ください。

○亀井委員

幼稚園もですよ、今現在、休園しているところなんか結構あるですもんね。廃園寸前みたいところとかね。やっぱりそういうところも考えてほしいなというふうに思います。

○松永憲明委員

それでは、3番の資料のですね、397ページの英語指導助手派遣業務の委託料5,000万円の件ですけども、これはALTの派遣事業の委託事業料だと思いますけども、人数がですね、何人になっているのか。それと、今年度に比べての増減があるかないのか、そこら辺をお願いしたいと。

それとですね、その前の394ページのところに節の一番下のところに英語指導助手報酬の170万1,000円というのがございますが、これとの関係、これはどのようなものなのか、ちょっと御説明をいただきたいと思いますが。

○角学校教育課長

ALT関係でございますけれども、業務委託の分で、平成22年度は年度当初は9名、そして、JETという団体からの派遣が2名でございました。計11名。で、23年4月におきましては、このJETのほうは1名に減じます。それから、業務委託のほうは11名で契約をいたしますので、12名ということで1名増の形になります。

なお、英語指導助手の報酬170万円でございますね。JETからの派遣の1名分の報酬でございます。ただ、これが4月からですね、8月まででございます、彼らは9月の段階で契約が切れますと帰国するという形になりますので、5カ月分でございます。その報酬でございます。

○松永憲明委員

ということは、397ページの分は、これは11名分ということ……

(発言する者あり)

いやいや、5,000万円の分は。394ページの分はJET1名の分ということですね。そうすると、あとは397ページの業務委託料については、これは11名分ということで理解していいわけですかね。ということは、昨年よりも業務委託料の分については2名ふえていると、JETは1名落ちたけどですね、ということですね。

それですよ、小学校の外国語活動が本格的になっていく中で、これで十分足り得るかどうか、そこら辺についての見解をお願いします。

○角学校教育課長

確かに小学校のほうも英語活動が入りますけれども、これまでですね、学校には2週間に――学校にはというか、1クラスですね。子どもたちには2週間に1回はですね、このネイティブスピーカーとのかかわりができるような体制をとっておりますし、これからも現在の予算の範囲内では、やっぱり2週間に1回というペースで継続をしていきたいと考えているところです。

○松永幹哉委員

説明書の42ページの学校の施設の件で、屋内運動場の省エネルギーの改修で4,776万円上がっていますが、この分で高効率の反射笠、トライアル発注の分ですね。それと照明器具の交換ということですが、対象灯数が100灯で割ると47万円になるんですよ。で、これは安定器とか自動電動消光装置とか、そういうふうなものまで全部含めたところで積算をされているのでしょうか。ここの内容をちょっとお伺いします。

○古田教育総務課長

工事の内容ですが、まず、安定器まで含めたところでの積算になっております。それから、消光器につきましては、消光器がないところが、思斉小学校の分が消光器がありません。それから、手動になっているところが北川副、春日、中川副になっております。ですから、そこも電動に改修をいたします。そういった部分も含めた総額でございます。

○松永幹哉委員

省エネルギー化というよりも、更新と改修ですよ、そうなるそうですね。47万円をかけて、4,700万円かけて省エネルギー化というようにイニシャルとランニングを考えたら、とてつもなく取り戻せない金額じゃないですか。

○古田教育総務課長

そういった見方もあるかと思いますが、電気料金は省エネランプを用いることによって、基本的には同じワット数でしたら、電気料金は2分の1に減る見込みで、水銀灯に比べましたら2分の1で寿命が1.5倍になるだろうと思っています。

ただですね、現在、アリーナの明るさが文科省のほうで500ルクスを目安にということなんですが、低いところでは160だとか265だというところがありますので、ちょっとランプの明るさもふやす必要がありまして、結果的に25年間これから使うとしてですね、維持費としては1,700万円ぐらいの経費節減ができるだろうという見込みはしております。

○松永幹哉委員

経済効果の中で、それも含めたところの効果でしょうから、それ以上はかえるなどとは言いませんけども、これはもう少し、その安定器は使われるわけですよね。安定器とかですね、今の設備の中で。検討していたら使えるし、あとは電気代とおっしゃいましたけども、この間、高圧の充電設備のデマンド監視の工事が進んでいると思うんですけども、それも含めて、逆にどれぐらいの電気代が学校関係で浮いて、かつ今回のこの照明をかえることによってどれぐらいの計画なんだというのを示していただいた上でですね、これが出てくればわかるんですけども、そういう資料をいただきたいと思うんですけども。

○古田教育総務課長

この省エネ改修の分だけじゃなくて、デマンドの分も含めてということですか。

○堤委員長

それは今委員会の内ですか。時間的に……

(発言する者あり)

それはその後でもよろしいんですね。はい、わかりました。

○古田教育総務課長

じゃ、後で報告をいたします。

○堤委員長

そうなりますと、審査の対象とは少し違った話になりますので、個人的にですよ、資料請求されるとか、そういったことについては可能でしょうか、委員のほうは。

(発言する者あり)

では、そういう対応で後ほどですね。

○松永幹哉委員

それで、実際にその内容を精査する、あと工事の設計をするときに、その辺を十分にですね、照明については検討をしてもらって、必要以外のところはかえなくていいんじゃないかなと思うんですけども。ですから、その辺は検討していただきたいと思います。

○古田教育総務課長

それについては、きちっと精査をさせていただきたいと思います。

○松永幹哉委員

それからですね、45ページの教職員の情報機器の整備の事業なんですけども、この分で、内訳の中でですね、通信費、委託料、それから機器借上料というふうに分かれていますけども、それとヘルプデスクの配置と、この辺をちょっと説明いただけますでしょうか。

○学事課副課長兼学校支援係長

通信料につきましては、各学校等、学事課に管理用のサーバーを置きますけども、それらをフレックsgループで接続するための費用でございます。

それから、委託料につきましては、先生たちが実際にそのパソコンを利用するときに、こういった操作をしたのかというようなことがわかりますように認証機能をつけます、認証システムを。その費用がおよそ7,500万円ぐらいです。それから、ネットワークの構築、学事課とのネットワークの構築費用としておおむね2,000万円程度、それから初年度の保守費用、機器の保守費用ですけども、500万円程度、それからヘルプデスクの配置につきましては、大体1名を予定しております、560万円程度を予定しております。

機器の借上料につきましては、平成21年度からの分が含まれております、その分が427万円入っておりますので、23年度からの新規分につきましては1,959万円程度ということになっております。以上でございます。

○松永幹哉委員

これは校務用パソコンの1,178台すべてに対しての予算なんですか。

○学事課副課長兼学校支援係長

1,178台すべてに対しての予算ですけれども、ハードウェアのパソコンに関しましては、債務負担行為で平成23年度から28年度までで1億4,000万円をお願いしておりますので、それらを含めたところでの費用となります。以上です。

○重田委員

済みません、資料3の414ページの教育振興費の中で、通学費補助ということで348万9,000円ほど上がっておりますけど、これは前から課題だったと思います。通学補助はですね、基本的に夏休みは抜くんですか、それはどうなんですか。

○学事課学務係長

夏休みの部活動とかのですね、通学の補助の件だと思いますけども、今のところですね、ちょっと部活動に関しては補助の対象としてはおりません。

○重田委員

済みません、教育長にちょっとお伺いしたいと思います。部活動も中学校の教育なんですよね。どうなんですか。

○東島教育長

部活動も教育活動の一環でございます。

○重田委員

もう二、三年ぐらい前からそういうお話聞いたんですかね、お話ししていたんですけど、

やっぱり夏休みになるとですよ、親が送迎しなくちゃいけない。そして、部活動は昼終わるんですよ。昼、バスももう通りよらんと。ちょっとなかなか大変という話をよく聞くんで、そういうのを見られないんですかね、どうなんですか。

○山田こども教育部副部長兼学事課長

昭和バスのフリー定期ですか、あれになってから、ちょっと財源的には少ない額になってきていますので、それを活用して夏休みの分までできないかというのは、ちょっと今検討をしているところです。ただ、昭和バスの定期自体がいつまで継続するかというのがちょっとまだはっきりしていませんので、もとに戻ってしまうと、それなりにまた金額がもとに戻りますので、その辺も踏まえながらですね。ただ、どれだけかかるかというのも精査しながら検討はしていきたいと思います。

○重田委員

この制度自体は今年度ですね、22年度ぐらいから始まって、22年4月から試行ということでやられて、10月からもう本格的にやりますよ、基本的にこれは維持しますよということで昭和バスは言われているんですよ。で、それに対して今の答弁というのはなかなかです、おかしいんじゃないですか。

○山田こども教育部副部長兼学事課長

ちょっと私どものほうでの確認がまだできていませんので、それは確認しながら、ちょっとそういう確認がきちんとできれば、より検討を進めていきたいと思います。

○白倉委員

資料の黄色の207ページで、こちらのブルーのほうでは41ページにつけていただいております。児童虐待防止ネットワーク推進で、ファミリーコーディネーター、新規事業として上がっておりますが、これはですね、ここに説明があるんですが、具体的に言えば、例えば、どこからの指示でこのコーディネーターの方が動かれるのか。例えば、児童相談の窓口のところからの指示で動かれるのかというのが、ある程度資格を持っていらす方が2名配置ということで、報酬が372万円ですよ。延べ年間訪問回数1,400件ということは、1人で年間700件ですよ。700件を12で単純で割っても月に60件かな。月に60件。ですから、例えば、1カ月のうちにどれぐらいの日数で働かれて、どれぐらいの管轄でどうされようとしてのこの——とても私、大変な業務だと思うんですね。特に、1回行ったらそれでおしまいというふうな感覚の仕事でもないでしょうし、特に児童虐待なんか関するところは。もう少し詳しく、この方の身分と、それと勤務形態と、それと庁舎内との指揮系統ですね、その辺、ちょっと説明していただけますでしょうか。

○藤田こども課長

まず、ファミリーコーディネーターの指揮系統といいますか、一応今こども課の中に6人の母子相談、家庭相談員がおります。その6人プラスの2名の、いわゆる相談業務じゃなくて、出ていく、いわゆる家庭訪問するための嘱託職員2名の配置であります。ですから、

指示系統としましては、こども課の職員の指示系統に入ると思います。

あと、160世帯ということをお話ししました。まず、この160世帯の御説明をさせていただきますけど、まず助産制度をお使いになった方たちが結構いろんな家庭の御事情をお持ちになっている方がおるとというのが30件とか30世帯、あるいはまたネグレクト傾向の世帯、私たちが把握している分が30世帯、あるいはまた児童相談室に自主的には結構何回も頻繁に相談に来られる方が36世帯とか、あるいはまた保護世帯で小さな子どもさんをお持ちになっている方、世帯、それを含めて160世帯ということで算定をしています。当然その世帯の中でも、例えば、月1回の訪問で大丈夫だというケースもありますし、ここの世帯につきましては週2回、1回というところも、一応この160世帯の中でも一応仕分けをしております。その中で、単純に何年通してのかなりの数はなりますけども、ただ、頻度によつてですね、月1回のペースもありますし、ひょっとしたら2カ月に1回になる可能性もあります。そこら辺でちょっと算定をさせていただいています。

(発言する者あり)

勤務形態につきましては、一応今、通常の嘱託職員と同様に昼間の30時間、10時から4時の勤務形態にしております。

○川副委員

いろんな形の事業の中で、子育て支援の充実ということで図っておられますけど、子育て支援のみの予算ですね。23年度の予算と22年度、多分増額になっているかと思えますけど、そこら辺の詳細をお願いします。

○藤田こども課長

一応私の説明のところでもちょっと上げましたけれども、例えば、母子家庭の高等技能訓練、いわゆる今から自立していくための資格を持つために、看護師の資格を取るとか、介護福祉士の資格を取るとかいうときに、学校に行ったときの生活支援といいますか、月額15万円とか7万円の生活費の補助を行っている分があります。これが特に、今年度でいいますと、去年が16件だったのが、ことしが32件ということで、件数的にはかなり多い見込みをさせていただいています。あと全体的なところは、先ほどコーディネーターの配置とか、あるいはまた育楽プロジェクトの関係とか、そこら辺で新しい新規事業を起こさせていただいて、そこら辺で全体的な支援をさせていただいているという形であります。

○川副委員

子育て支援に係る全体の予算だけを聞いたかったんで、まあいいです。

で、その中で——その中というか、今、母子家庭、父子家庭がふえる中でですよ、ひとり親家庭のほうの支援という形でいろいろされて、支援等、あるいはいろんな扶助の中でその家庭に支援をされてあると思えますけど、ちょっとよくないうわさを聞いたんですもんね。例えば、わざと離婚されて、そしてひとり親家庭になったりということで、実際住まれているのは一緒に住んである。ちょっと形だけ、書面だけの離婚ということで、そう

いう話も聞いたことあるもので、そこら辺は市としてはそういう話は聞いたことないですか。

○吉村こども教育部長

以前はですね、児童扶養手当、お母さんが子どもを持っていらっしゃる、一定の所得に達していないところに児童扶養手当をやると。で、御指摘があったようなですね、実際は夫婦で住んでいるんだけどもというような、いわゆる偽装離婚的なものもですね、お話をいただきました。今現在はこの児童扶養手当については、教育委員会のほうを離れまして、保健福祉部のほうで取り扱っていただいておりますが、教育委員会で扱っていたときにもそのような話がありましたし、実際にですね、実際にそのようなお話があったところに現地の調査に行ったということもございます。ただ、なかなか長時間、いわゆるその家庭をですね、見るというの難しいところがございます、なかなか真相がつかめないところもあったわけでございますけども、市のほうとしては、そのような行政の、特に扶助費のあり方についての疑義を持たれるというのは公平性を欠くわけですから、そういうお話があったときには調査に行っていたということはございます。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。補足ですか。

○古田教育総務課長

補足といいますか、先ほど松永憲明議員から武道場の面積のお話がありましたので、説明させていただきます。

これまでの武道場の床面積は392平米です。で、新しく建てます武道場は412平米ということで、若干ふえております。ただ、このふえた要因というのが、武道場周辺の北側には屋外トイレがございません。ですから、屋外トイレを設置した部分が大きな要因でふえております。松永憲明議員のほうから狭くなったんじゃないかというふうに言われた点なんです、確かに建物全体は大きくなってはおりますが、剣道、柔道を練習する畳の部分、それから床の部分というのが、これまでの350平米から315平米ぐらいまで若干狭くはなっております。ただ、一応学校側との協議をいたしまして、試合ができるスペースというのは確保をしております。試合場には当然余分なスペースというのがあるんですが、その分が若干狭くなっているという形で、試合自体はできますけれども、その辺は学校のほうと協議した上で、これでいこうということにしております。

○松永憲明委員

試合ができるとおっしゃるんですけども、柔道の試合は不可能ですよ。御存じですか、どれだけ必要なのか。実際御存じなんですか。

○古田教育総務課長

正式にはですね、その余白の部分が1間半というふうな基準が出ております。今回整備する分では1間程度しかとれない。1メートル半ぐらいしかとれないかなというのが現状で

す。

○松永憲明委員

いや、前の道場でも足らなかったんですよ。で、それよりも狭くなるのに、足るはずがないんですよ。私が実際経験した、あの学校で経験をしてきているからわかるんです。

○古田教育総務課長

今申し上げたその1間半というのは、講道館柔道試合判定規程のほうで出ている分なんの間違った数字ではないと思うんですが、ただ、基本的には公式の試合をやるところではありませんので、ある程度狭い中でもきちっとした試合が——きちっとしたというか、試合がある程度できるスペースを確保しつつ、確かに余分の分が少ないですから、壁の部分とか柱の部分にはそういったクッション材みたいのを充てて、子どもたちがけがをしないようにという配慮はしていくつもりはしております。

○山下明子委員

2点ですが、就学援助については、小学校、中学校それぞれ何人分見込んで、この予算になっているかということが1つと、もう1つは、学校給食の461ページのところですが、緊急雇用創出基金事業費が県支出金で充ててある部分ですが、これはどこに充ててあることなのかということと、それから、それは学校給食の民間委託の新たに広がる部分に入ってくるのかどうかということですね。そこをちょっとお答えください。

○山田こども教育部副部長兼学事課長

就学援助の見込みですが、23年度につきましては、小学校で2,147名、それから中学校は1,235名を想定して予算化をお願いしております。

ちなみにですね、22年度は小学校で1,925名、中学校で22年度1,074名で予算組みを行ったところです。

それから、給食のほうですけれども、緊急雇用の財源をどこに使っているかということですが、中学校給食の給食センターのほうの事務補助として、日日雇用職員を雇用しておりますけれども、その分に充てております。以上です。

○堤委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、以上でこども教育部に関する議案の審査については終了いたします。

こども教育部の皆様は御退室いただいて結構でございます。お疲れさまでございました。

◎執行部退室

○堤委員長

委員の皆様にお諮りいたしましょう。2時間半ほどたちましたけれども、少し休憩をしたいと思いますが、何分ぐらい休憩いたしましょうか。——10分ぐらいでよろしいでしょ

うか。そうしましたら、50分にしましょうか。3時50分——45分にしましょうか。45分でいいですか。

(発言する者あり)

50分ですか。では、50分から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

◎午後3時34分～午後3時50分 休憩

○堤委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたします。

これから審議に入りますが、その前に申し上げておきます。説明の中で、経常経費にかかわることについてはですね、大幅な増因とか、金額の変更等があるものについては御説明いただきますが、そうでないものについてはあえて御説明をいただく必要はございませんので、その点、お含みおきながら説明をお願いしたいと思います。

それでは、社会教育部の議案審査に入りたいと思います。

予算議案である第6号議案について、執行部から説明をお願いいたします。

◎第6号議案 平成23年度佐賀市一般会計予算中、第1条(第1表)歳出 第10款関係分 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑はございませんか。

○亀井委員

3の資料の432ページ、佐野常民記念館費ですが、館長が8日でおやめになったそうですが、その後の館長はどうなっていますか。

○右近社会教育課長

佐野常民記念館館長が3月7日付で辞職願を出されましてですね、承認をされております。次の館長は現在のところ未定です。

○松永憲明委員

別紙でいただきました社会教育部3という資料、文化振興基本計画策定経費に係る委託料の概要というところのですね、策定委員の構成なんですけども、会長、副会長、委員11名、有識者・公募市民の13名でということなんですけど、この委員11名というのはどういう方々が入られるわけですか。

○尾高社会教育副部長兼文化振興課長

一応ですね、委員長としては、佐賀短期大学の理事長でございまして高島忠平先生ですね。それから、副委員長が佐賀大学の美術関係の前村先生ですか、前村先生が副委員長でございまして。それからあと、文化財部会と、それから芸術文化部会に分かれておりまして、文化財部会のほうの委員長が金子信二先生、前の水ものがたり館長ですね。それから、文化部会のほうは副委員長の前村先生がそのままなっております。

それからあとですね、あと無形民俗文化財関係で、白髭神社の保存会の会長であります西原さん、それからマスコミ関係で佐賀新聞社の平さん、それからあと建造物関係でまちづくり研究所理事長の三原さん、それからあとですね、文化連盟のほうから、バレエ協議会のほうから武藤さん、それからアルモニア管弦楽団の久原さん、そういった方々、それから佐賀市文化振興財団の常務理事の大島さん、あとは一般公募の方々が入っておられます。

○白倉委員

亀井議員のちょっと質問の関連があったんですが、432ページ、今度、館長の人件費というふうに一応計上はされているんですね。それで、現在不在ということで、今後ですね、どういう形で館長は、公募をするとかなんとかいろんな話を聞くんですが、こういった形で考えておられるかというのを、この人件費について。お願いします。

○右近社会教育課長

選出方法についても、基本的には公募でしたいと思っておりますが、正式には公募するのか、あるいは適任者がいるのかどうかですね、そこら辺を含めて、まだ現在、決めておりません。

○山田委員

最後のあれですけど、457ページですね、スポーツ施設整備費、この中で1,240万円、三瀬のスポーツ施設のトイレの建設費に、トイレに1,240万円もかかるとですか。これがちょっとですね、もしよかったですね、これはまだ図面とかはできていないわけでしょう。今からの予算ですから、ちょっとこの概要をですね、ちょっと詳しく説明してもらえますか。

○貞富スポーツ振興課長

これに係る経費につきましては、三瀬グラウンドのトイレの改修です。現在、これが男女区別なしの小便器3、大便器2という現状で、かなり老朽化しております。これを市のバリアフリーの整備マニュアルに即して、一定程度のだれでも使えるようなトイレという形で整備をするということで考えております。今、予算で計上して考えておりますのは、男子のほうで、男女分けて整備して、小便器3、大便器を1、それに女子トイレは3という形で考えておりますけれども、バリアフリーのマニュアルで、タイプが幾つかありますけれども、だれでもが使えるような形での一番フルタイプというかですね、それを入り口のところに、Eタイプというのがありますけど、それを1つ据える。あとCタイプというのがありますが、そちらのほうを男女それぞれのところに、それからAタイプというのを女性のほうに2つ設置するという予定で、今のところはその計画で予算を計上しております。

○山下明子委員

文化振興基本計画の関連なんですけど、この資料の3のところですね、1つは、策定委員会の今名前をずつつらつらとは確かに言っていたんですが、分野がですね、分

野としてどの分野というのをもう一回ちょっと整理して言っていたきたいのが1つ。それから、市民の、何ですかね、市民活動としての文化とかいうことは、ここに入らなかったのかしらということが1つあります。まず、その2つを済みません。

○尾高社会教育副部長兼文化振興課長

先ほど申しました策定委員ですけれども、まず分野がですね、考古学、歴史学ということで、これが委員長であります高島先生に入っていておられます。それから、美術で先ほど申しました佐賀大学の前村先生、それから市民文化の振興ということで、これは文化振興財団の大島常務理事、それから音楽でアルモニア管弦楽団の久原先生、それから演劇の部門で佐賀バレエ協議会の武藤先生、それから民俗学、歴史学ということで、これは佐賀市の文化財保護審議会の会長でもあります金子先生、それからマスコミ、メディアである佐賀新聞社、平さん、それから無形民俗文化財の分野で白髭神社の西原さん、それから建造物でNPOまちづくり研究所理事長の三原さん、あと残りの4人が一般公募でございます。

○山下明子委員

音楽、演劇、美術というふうにならばちょっと見たときですね、例えば、音楽の場合、これは管弦楽でアルモニアですよ。それで、どういうふうに大きくくくるのか、小さく酌み上げるのかと考えたときに、演劇でバレエですよ。ですが、本当の演劇の分野とか、それから日本の能だとかなんだとか、そういう日舞だとか、そういう分野での問題だとか、だから、そういうふうな細かいところまでは考えずにしてあるのかどうなのかというのがちょっと気になった部分がありますが、その辺の、何というか、選定の仕方というんですかね。

で、その文化振興を考えていくときに、考古学とか民俗学のところでは確かに地のものなんです、広く考えたときの日本の日本文化としてのいろんなもの、茶道だとか書だとか、そういうようなのはどこにどうなっていくのかしらという。ずっと議論されていることがいかに酌み尽くされていくのかなというのがちょっと気になっているんですね。だから、その選定の分野でちょっとどういう議論でこうなったかというのが1つ。

もう1つは、基礎的な事業実施のところで、市民意識調査がですよ、一般市民で回答が28.6というふうになっていますが、これはどういう調査の仕方をアンケートですね、して、こういうふうになっているのかということと、それから文化活動団体も結構低いんですが、これもどういう投げかけ方がなされているのかですね。要するに自分たちに関係する計画をつくらうというわけなのに、5割ちょっとというのはちょっと低いんじゃないかなという気がするんですが、どういう働きかけをしてこうなったか。

それからもう1つは、ワークショップですが、これもどんな形でなされてきているのかですね。6中学校80人というのは、各学校でやってきたのか、6中学校から80人来てもらったという意味なのか1つ。一般市民も公民館というのは、同じ公民館で2回やったのか、

全部で12公民館やったのかということだし、1つずつ割っていくと、すごく参加者が少ないような感じがするんですね。文化団体も12というのは、これは文化連盟に来ている人がみんなに入ってもらったという意味なのか何なのかと、ちょっと全体として引き出すというところの最初の作業で、何か薄いような気がするんですが、どんな取り組みになってきていたんでしょうか。

○尾高社会教育部副部長兼文化振興課長

それではまず、策定委員の分野の件なんですけども、すべての分野をですね、挙げるのはちょっと無理だと思います。それで、代表的な分野ということで挙げました。

あと、公募の中には、お茶をされている方とか、それから先ほど言われました子ども劇場というんですか、そういった関係の方もいらっしゃいますので、それなりにあらゆる分野から来られているんじゃないかなと、そのように思っております。

○文化振興課文化振興係主査

アンケートの方法でございます。20歳から70歳ぐらいの方までの一般の市民の方、住民票から無作為抽出で郵送でお願いして、郵送で返送をしていただいているところです。

文化活動団体につきましては、文化連盟の方を対象にして、代表の方に手渡しをさせていただいております。

中学生のワークショップにつきましては、6中学、3年生の生徒会の方を対象にしております。学校につきましては、大和中学校、昭栄中学校、城南中学校、川副中学校、鍋島中学校、城北中学校で実施いたしました。

公民館につきましては、三瀬公民館、金立公民館、日新公民館、本庄公民館、蓮池公民館、諸富公民館で各2回行いました。

文化連盟につきましては、役員の方をお願いしております。

○山下明子委員

それで、一般市民の方は結局そういう、今の意識状況は、関心の度合いはそういうところなんだなあという受けとめから出発せざるを得ないのかなというふうに思うんですが、文化団体のところでも強弱というのは多分あるのかなと思うんですね、よく集まった団体とそうでないところと違って。そういうことはなしに、何せこの文化団体で5割ちょっとなのかなというのがちょっと意外なんで、そこはどう思っておられるのかということと、ワークショップは結局どんな中身でされたんですかね。最初から大体これぐらいの人数の想定で1カ所あたり10人ぐらいなのか。そんな集まり方で何をされたんですかね。

○尾高社会教育副部長兼文化振興課長

ワークショップはですね、中学生と、それから一般の大人の分もあったんですけども、私も何回か参加をいたしました。それで、まずですね、佐賀の現状、文化財、文化についての自分の思いとかですね、そういうのを最初述べていただいて、そして自分の地域の文化とかですね、どういふのを誇れるかというのをすべて黒板等に出していただいて、

そして、そこから課題とかですね、そういったのをグループごとに分析して行って、最後に、2時間程度ですけど、発表していただいて、それをまとめていくと、そういったやり方を大人の部分と、それから中学生の部分もしております。

その中で、いろんな意見が出てきましたけども、やはりですね、結果としては、小さいときからですね、やはり文化に触れていくということが一番大事だなということがですね、いろんな——これはアンケートを通してもそうですけども、そういった意見が出てきております。だから、我々としましては、そのアンケートと、また今回ございましたワークショップをもとにですね、計画を作成していきたいと、そのように考えているところでございます。

○山下明子委員

ちょっと参考までに、アンケートそのものを資料としていただければと思いますが。

○堤委員長

それはアンケートの文書ですね、用紙ですね。

○山下明子委員

はい、どんな設問だったかということです。

○堤委員長

それは大丈夫ですか。すぐ御用意できますか。

(「今ですか」と呼ぶ者あり)

今あるのであれば、もうコピーしてお配りいただければ。

○尾高社会教育部副部長兼文化振興課長

後でよろしいですか、今でなく。今、ちょっとコピーしなきゃいけないので。

○堤委員長

会議の最中で結構ですので、終わるまでに出していただければいいと思います。

○亀井委員

6の資料の49、この佐賀城天守台の発掘調査に関してですが、佐賀城関係は大体は県営事業でしよったと思うばってんが、佐賀市——いや、よかですよ。佐賀市でしてくいて、ほんに私はうれしかばってんが、その辺は、何かこうすみ分けみたいのはどがんなとととですか。

○文化振興課副課長兼文化振興係長

私ども、今まで発掘調査に関しましては、例えば、県営事業であっても、今、佐賀城本丸歴史館がございませうけれども、当然私ども佐賀市もやったところなんです。で、余りにも重要な遺跡ということと調査方法も今まで確立していなかったものですから、そのときから県と一緒に発掘調査を今してきたところなんです。で、今度の天守台についても、私どもも初めての調査で、学術関係専門の方にきちっと聞き合わせをしてという中で、県のマンパワーもお手伝いしていただきながら発掘調査をするということにしております。

すみ分けにつきましては、基本的には佐賀市内における開発行為については当該市町が実施してくれということと言われております。もちろんその中でできる量とできない量がございますので、できないときには、済みません、県営事業ですから県にしてくださいという道もまだ残っておりますけれども、今、天守台のところは佐賀県が全体的な管理をしております。しかしながら、佐賀市の財産ということ、そして佐賀市民の財産ということですので、佐賀市が積極的に調査主体になりまして、ただ、私どもではマンパワーでも、例えば、文献の文献調査の情報量にしましても、県のマンパワーをおいただきしながらですね、調査を実施していこうと考えております。

○堤委員長

済みません、私のほうから1点。先ほどの文化振興基本計画についてなんで、ちょっと私のほうから1点だけ質問でございますが、平成22年8月からもう既にこういう策定委員会をされておられるんですが、不思議でならないのが、なぜそのタイミングで予算化をされなかったのか。いわゆる委託料の300万円ですね。この委託内容を見てみますと、会議支援というのが2に入っていますけれども、これまでも5回ほど会議を——ああ、4回ですか、されておられますし、いろんなワークショップ等についてももう既に済まされているわけですので、こういったものについても過ぎていくわけですね、何で今のタイミングで委託料というのが出てくるのか、よく理解できないんですが、このように、なおかつ基本計画策定そのものがですね、もう動き出しているにもかかわらず、そういったものの経費がですよ、今のタイミングで出てくるというのがどうしても理解できないんですが、そこら辺の理由をですね、お示しいただきたいと思います。

また同時に、ここまで資料をそろえられてですね、こういった業種というか、こういった業者の方に何を頼まれるのか本当によくわかんないんですが、明確にその2点についてお示しをいただきたいと思います。

○尾高社会教育部副部長兼文化振興課長

1点目の件なんですけれども、当然平成22年度からしているわけなんですけれども、平成22年度はどうしても市民意向調査といいますか、それが重点でございました。だから、アンケートにつきましても、これも調査については約100万円の委託料を組んでアンケート調査をしております。そしてあと、ワークショップにつきましては自前で全部行いましたけれども、それで平成22年度は市民の意向を把握するというのが重点で、あと策定委員会でいろんな意見を出していただいて、とにかく出していただくといったことが、平成22年度がそういったものがメインでございました。平成23年度になりますと、早速それをですね、成文化して計画をつくるようになるわけなんですけれども、どうしても我々がですね、素案は我々がつくりますけれども、その素案をもとにして専門的なですね、そういう業者の立場でいろいろアドバイスを受けていたりですね、構成を整理していただくとか、そういったのがお願いしているところなんです。それで、市がメインになりますけど、その補助といいますか、それを

お願いするということで、策定の支援ということをしております。

それからあと、会議の支援でございますけども、現在、この策定をしている職員がですね、1人でしております。それで、すべてですね、会議の資料から今しておりますけども、平成22年度は何とかそれでやってきましたが、平成23年度はもうやはり期限もですね、限られておりますので、ある程度会議の会議録の作成とかはお願いしてですね、進めていきたいといったことで今回の委託料を組んだというところでございます。

○堤委員長

どのような業種の業者に……

○尾高社会教育部副部長兼文化振興課長

アンケートをとったところは、西日本リサーチでアンケートしたんですけど、最終的にはこれは入札で決定するようにします。

○堤委員長

ですから、どういった業種というか、どんなところを想定されているんですかね。ちょっと業種としてイメージがわからないんですが。そういったコンサルティングみたいな。

○尾高社会教育部副部長兼文化振興課長

一応ですね、ことし歴史まちづくり課がですね、佐賀の歴史的風致維持向上計画をつくりましたけど、そこが入っているのが、今言いました西日本リサーチとか、それから、どこやったですかね、よかネットとかですね、そういった業種がありますので、そこから指名競争入札ということになると思います。

○重田委員

457ページをお願いします。

工事請負費で1,590万円ほど上がっておりますけど、大和の中央公園のトイレと、それとテニスコートですね、あそこが結構、何かな、車いすのテニス、あそこしか使われんというて、よう使いよんさった。ただ、そういうとも段差のあってですよ、そこんたいなかなちよっといかんですよというごたっ話ば聞いた。そういうとの修繕費も、そしてトイレ、あそこも大和の中央公園の汚かというて評判ですもんね。あそこのも一緒に入っているんですか。それについてお伺いします。

○貞富スポーツ振興課長

大和の運動広場のほうのトイレにつきましては……

(発言する者あり)

春日の運動広場のほうのトイレについても、建築住宅課のほうで整備をするということで、そちらのほうで予算を計上していただいております。

(発言する者あり)

○スポーツ振興課管理係長

大和中央公園の多目的グラウンドの北側のトイレ、それと春日運動広場のテニスコート

の隣のトイレ、これにつきましては、建設部が行っておりますバリアフリー計画が順次やっておりますので、来年度、それを改修することで予算計上を今回されていると。以上です。

○重田委員

テニスコートの何かな、断面というか、私も見よったぎんた、線の入ってですよ……
(発言する者あり)

中です、はい。前からちょっと、指定管理者があそこですよ、体協のほうですよ。

○スポーツ振興課管理係長

春日のテニスコートでよろしいですか。

(「大和中央公園」と呼ぶ者あり)

ああ、そうですか。済みません、大和中央公園は、指定管理者は体育協会のほうが今管理しております。この工事費の中にはテニスコートの段差の部分はですね、入っておりません。

○重田委員

結構ですよ、市民の皆さんからもそういう要望の上がいよるていうて、ばってんが、例えば、体協に言うてでん、あんまり金のかかるけんがとてもしきらんよというごたっ話のごたっですもんね。そいけん、そういうとの指定管理者とちゃんとね、指定管理者、通常の維持補修ぐらいはできると思うんですけど、あれぐらいだったら結構お金のかかると思うですもんね。そういうのがちゃんと意思疎通できとっとかなと思ってですね。

○貞富スポーツ振興課長

指定管理施設につきましては、指定管理者のほうと定期的にですね、会合を開いております。その中で、改修等が必要な箇所については情報を収集してですね、その中で優先順位が高いものから予算を配分して整備していく等をやっておりますが、今のところ、委員がおっしゃるテニスコートの分については、こちらのほうに情報が上がってきておりませんので、その点についてはですね、再度こちらのほうで確認をしてですね、また全体の中で検討をしていきたいと思っております。

○重田委員

結構ですね、市の管理は指定管理という部分をしているんですが、その辺、十分入ってくるようなシステムばつくらんとですよ、なかなかふとかとはスポーツ振興課がすぐはねるばいとなるぎんたですよ、絶対入ってこんけんですよ、基本的にできるできないは別にして、情報はちゃんと入るといシステムをお願いします。あとはですね、財政的な部分というのはですよ、いろんな部分ね、そういうことでお願いしときますので。

○白倉委員

まず、ちょっと2点あるんですが、1点目ですね。443ページの成人式開催経費が計上されておりますが、これは旧自治体によって、開催経費というのはどれぐらいのものなんで

しょうか、それぞれ。例えば、成人1人あたりに割り戻した額が一番わかりやすいんですが、どれぐらいの——お願いします。

○豊田青少年課長

成人式につきましては、主なパンフレットとかですね、そういったものにつきましては佐賀市のほうで、全体のほうですね、委託をしております。それぞれの支所につきましては、例えば、郵便料とかですね、食料費、消耗品等がございます。それで、今委員がお尋ねの1人当たりの大体の経費でございますけども、佐賀の場合が大体2,500円ぐらい、それから諸富が2,000円で……

(発言する者あり)

ああ、済みません。佐賀が2,500円ぐらいですね、それと諸富が2,000円、大和が2,500円、それから富士が2,300円ぐらいですね。それから、ちょっと三瀬がですね、4,400円ぐらいになります。それから、川副が1,100円、それから東与賀が2,500円、久保田が1,400円というようなちょっと状況でございます。

○山下明子委員

2つですが、1つは、公民館費で、ちょっと議案質疑も逆のほうでしちゃったんですが、嘉瀬公民館ですね。もう研究会のときから出ている部分なんですけれども、要するに施設設備の関係で、雨水利用施設はどうかと言っていて、研究会のときには環境課と相談する。きのうの議案質疑では教育委員会と協議するということだったわけですが、もうおおよそ何カ月かたったんですが、教育委員会としてはどういう立場で今臨もうとされているのか。

○右近社会教育課長

藍染工場の隣ぐらいに藍染ふれあい広場ということで、そこで藍とか、綿の栽培とか、それから野菜づくり等も予定をされているということで聞いております。そういう畑には水が必要ですので、公民館の水道料の節約の意味でも、そういう雨水をかければですね、節約になりますので、公民館としてはそういう方向で協議をですね、環境下水道部とはしていきたいというふうに思っています。

○山下明子委員

少しは話し合いをされているんですかね。結局、何カ月かたっているわけですね。だから、ちょっとは意思疎通というか、少しは顔を合わせて話をしたのかしていないのかですね。何かもう、そこんところどうなんですか。

○社会教育課副課長兼庶務係長

11月の委員会の中で委員のほうから指摘というか、いただきまして、環境課のほうと打ち合わせをしております。この施設だけでいくのか、それをもうちょっと広げて環境政策としてやるのかということですね、環境課のほうで方針を出していただきたいという要望を出しております。で、我々としては、その中水利用ということで、先ほど言いました

とおり、畑の水というのはやっぱり中水利用をすべきということで判断しておりますが、そこら辺のその後どうするのかというのをですね、ちょっと調整しているところでありませぬ。

○山下明子委員

何かなかなか、ちょっときのうの議案質疑の関係でいくと、そんな空気は全然見えなかったのですね、少しは意思疎通を始めようとしているんだなと思って、予算が出ていますのでね、そこはちょっと具体的にどちらからでもいいんですが、話はしていただきたいと思います。

それともう1つは図書館なんです、全体的な中で、省エネ改修の分が減ったということで1億1,200万円の減額だということですが、図書資料費の件ですね。これは前年に比べて、1つは、東与賀が直営になったという分であつたところはあるでしょうが、それを抜いて考えたときに、どうなっているか。図書資料費の増減の問題でちょっと教えてください。

○重松図書館館長

図書資料につきましては、22年度と比較してはほとんど同額です。今回上がっているのは、川副のですね、開設のために図書資料費が1,100万円ほど上がっていますので、その分がふえたようになっていますが、東与賀館につきましても、委託料の中に図書資料費も入っておりますので、その額をですね、今回直営にいたしましたので、図書資料費として計上しておりますので、ほとんど同額です。

○山下明子委員

減らしてはいないということによろしいんですか。つまり毎年ずっと減ってきていたんですが、それを減らしているかないかということです。

○重松図書館館長

21年度から22年度が若干減りましたが、22年から23年につきましては同額ということです。

○亀井委員

済みません、体育施設管理費の中でですね、市民運動広場を民有地を買収して、それから保留地も佐賀市のものになるということで、きちんとなるわけですが、東側のネットが低いために東側で野球とかソフトボールができんじゃないですか。せつかくね、あれだけのものがあるのにですよ。そこはこの今度の予算には反映されとらんのか。ネットのかさ上げとかですよ、この予算に反映されていないのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○貞富スポーツ振興課長

まず、東側の防球ネットのかさ上げについては、今回の予算には計上いたしておりませぬ。この件については、以前、一般質問もいただいたかと思ひます。その後ですね、一応

職員のほうでなんですけれども、現場的に検証をしたというかですね、一応スローピッチでのソフトボールあたりをやってみました。でも、それが出ないという確証はないというかですね、やはり出る可能性もありました。以前はですね、道路が開通していなかったということで、河川だったものですから、あのままでも使えたかと思いますが、現在は道路が開通して、かなり交通量がございます。危険性を配慮してですね、今のところはすみ分けで、野球ではなくてサッカーとかですね、ゲートボールとか、そういったものを東側でもらうということですすみ分けをしております。現在、それで結構利用もされておりますので、そのままとあえずすみ分けという形で利用をしていただくということですね、今回の分については予算を計上しておりません。

○白倉委員

青い資料の48ページなんですけれども、世界遺産登録推進事業で今年度発掘調査というふうに先ほど地図で示していただきましたが、まず2点、それについて。

1点目は、世界遺産に関しては、佐賀市の中でも課がちょっと幾つか分かれるので、もう当課でわかる範囲で結構ですけれども、県との連携において、どういうふうに進めているのかというのが1点ですね。それは予算面も含めて。例えば、今回のこの発掘調査なんかは単純に国支出金が2分の1とか4分の1とかいう割合はあるんですが、どれぐらいの負担割合でされているものかというのがわかれば、それが1点目。

それと2点目が、この土地は今現在、民地だと思うんですけれども、民間との話し合い、以前の一回発掘したときと違って、もう少し大がかりな発掘に今回なってくるだろうと思うんですね。そのあたりはどういうふう考えられているのか。市が買い取るなんていう話も各課通じて進めていっておられるのか、そのあたりをお願いします。

○文化振興課世界遺産調査室長

まず1点目につきまして、現在、この世界遺産登録推進業務にかかわっておりますのは、佐賀市の側がですね、企画調整部の歴史まちづくり課、これが主に登録推進業務や一般的な啓発活動を行っております。次に、こちらの教育委員会の社会教育部文化振興課の世界遺産調査室、これは主に文献調査、遺跡調査の調査業務と、どうしても世界遺産登録には前提として国内法による保護、この場合は文化財保護法による文化財指定が必要になりますが、その指定業務のほうを担当しております。一方、県のほうですけれども、基本的に同じ構成をとっております、調査関係業務につきましては、佐賀県の佐賀県教育庁社会教育文化財課のほうを担当をいたしております。で、うちの歴まちと同じような部分ですね、登録推進ですとか一般的な啓発については政策監グループのほうを担当をいたしております。

お互いに基本的な事項については、この4者でですね、随時協議を行っていきまして、基本的なところを決定していくというふうなことになっております。予算、費用負担の分担についてですけど、基本的には、今現在こちらのほうでやっております調査業務、これが

発掘調査の面はですね、国のほうの埋蔵文化財のほうの補助事業にのっておりますので、原則として国が50%、県の規定では25%、上限25%なんですけど、現在のところ18%は県の教育委員会のほうから補助金が出ているということになっております。あと、ちょっと制度的にですね、きちんとまだそろっているものではないんですけど、あと県の政策監グループ関係の補助金として、そういった補助事業にのらないような文献調査ですとか、あるいは啓発事業、そういった佐賀市単独で行うような事業——県の補助要綱ですので、佐賀市にという補助金ではなくて、世界遺産登録に係る市町村にというふうなことになっておりますけれども、そういった分で補助金がですね、事業費の50%以内で、上限は県の予算の範囲というふうなことで出ておまして、まだ新年度どれくらいそれが出るかというのはわかっておりませんが、そういうふうなことがなされております。

で、2点目の発掘調査予定地のところにつきましては、これはおととしの4月にですね、最初に確認をしておまして、そこで建物跡が出ておりますので、今度、これは史跡指定のために文化庁のほうで、世界遺産としては産業遺産のところメインになりますので、一番南側のドック跡ですとか工房跡ですね、そういったところがメインになるんですが、国の史跡としては歴史的な位置づけも重要であるということで、北のほう、これが三重津の発祥の地といいますか、もともと船屋や船蔵があった地域になりますので、その内容確認をもっとしてほしいというような指示が文化庁のほうからありましたので、前回やっていた建物跡の規模をですね、今回発揮させることを調査の目的としております。御指摘のとおり、これが民有地でございまして、基本的に今回の調査はその部分を借地して発掘調査を実施させていただくというふうなことになります。将来的には史跡指定になった後ですね、公有地化の問題とか出てくるかと思いますが、そこはちょっと制度上、後の話というふうなことになります。

○白倉委員

はい、わかりました。今回、この予算の発掘調査の部分については、佐賀市は大まかに言って32%の費用だということと、それと借地されている部分の借地料なんていうのは別の部署から出ているんですか。

○文化振興課世界遺産調査室長

今回、発掘調査に伴って土地をお借りいたします部分の費用ですが、これも補助対象経費のほうに、発掘調査の費用の中に入っております。発掘調査の期間だけ土地をお借りするというふうなことになります。

○松永憲明委員

端的に申し上げて、この世界遺産登録の可能性といいますか、どのように見られておりますか。

○文化振興課世界遺産調査室長

亀井議員の一般質問のほうでもお答えをしておまして、現在のところですね、幕末佐

賀藩の産業遺跡4遺跡の中で、具体的に九州・山口の近代化産業遺産群の構成資産候補としっかりペーパーで位置づけられているのは三重津海軍所だけというふうなことであります。ただ、三重津海軍所の場合もですね、世界遺産として重要なのは、専らの産業遺跡ですね、物をつくった、しかも、この前は九州・山口の近代化産業遺産群のテーマである自力による急速な近代化ですね、その部分でより具体的には凌風丸ですね。日本で最初の実用蒸気船の凌風丸をつくった具体的な証拠を出しなさいと。今現在、文献調査、遺跡調査のほうを進めておまして、遺跡調査のほうでは工房跡やドック跡の内容が大分わかかってきております。文献調査のほうではですね、凌風丸が実際、慶応2年2月以降に完成して、どういう範囲の運行記録とかというのは出てきているんですけど、まだちょっと具体的な、例えば、凌風丸をどうつくったかとか、材料調達をどうしたかというふうな部分が遺跡のほうでも文献のほうでも出てきておりませんので、短期的にはその部分を調査によってですね、クリアしていくことがまず最大の目標というふうなことにもなりますし、ちょっとその部分が弱いと、なかなか先の見込みが立たなくなってくるというふうなことになります。

○松永憲明委員

資料番号3の430ページなのですが、コミュニティセンターの管理運営経費についてなんです。西与賀から富士南部、富士北部、川上と4つここに上げられているわけですけども、金額はそれぞればらばらになっているわけですね。それで、恐らく管理運営に当たっている人の人数が違うのか、それとも稼働状況によってなのか、この辺がまずちょっとよくわからないので、教えていただきたいと思います。

○右近社会教育課長

それぞれですね、経費が違いますのは、まず、西与賀コミュニティセンターにつきましては、嘱託職員が3名おります。それと、一番下の川上コミュニティセンターにつきましては、嘱託職員が1名です。あと富士南部と北部につきましては、地元指定管理で管理をお願いしておまして、そういう人件費等はですね、発生しておりません。大まかにいえば、一番違うのはそういう報酬の差だというふうに思います。

○松永憲明委員

実は川上コミュニティセンターは昨年できて、非常に稼働率といいますか、借り手の方が多いようなんです。私も一回行ってみましたが、非常に忙しくされておりました。あれだけ忙しくなると、ちょっと1人では大変だなというふうに思ってたわけですけども、そういったところについての配慮というのはありますでしょうか。

○右近社会教育課長

23年度からは勤務時間をですね、週に5時間ほど延ばしております。で、21年度は24時間ぐらいだったと思いますけど、そういうことで時間を若干ですね、延ばして、対応するようにしております。

○大坪社会教育部長

先ほどの川上のコミセンの人的な配置の問題なんですけども、これは今後ですね、大和については川上がオープンし、この後、春日、春日北、それと松梅、それぞれコミュニティセンターの設置をしていきますので、いずれにしましても、26年度までには整備が終わりますので、その後はですね、当然春日のほうからもそういったマンパワーの要望も出ております。そういったことを今後勘案しながらですね、実際、確かに言われるとおり、川上、今多くの住民の方が利用されておりますので、その辺も十分考慮しながらですね、マンパワーの分、職員の配置についてはですね、考えていきたいというふうに思っております。

○松永憲明委員

ぜひそういうふうをお願いをしたいと思います。ちょっとお疲れみたいだったんですよ、かなり。もう本当忙しくてですね、夜遅くまで対応されていてですよ、ちょっとお疲れぎみかなと思って見ましたので、ぜひよろしく願いしておきます。これは要望でございます。

○山下明子委員

済みません、ちょっと確認ですが、文化会館、市民会館というのはこの管轄ではなかったんですかね。

○堤委員長

ではない。

○山下明子委員

ではない。条例はここでやったですよ。

○尾高社会教育副部長兼文化振興課長

総務委員会になっております。文化施設費。

○川副委員

要望ですけど、嘉瀬公民館、それと藍染工房ということで、小学校との隣接のような形になってきます。それで、子どもたちの利用もかなり大きくなるかなということで考えております。ただ、あそこがですね、有明海沿岸道路、一部開通しましたけど、それに伴って道路の拡幅、あるいは県立病院の設置関係で、そこら辺の道路の整備ということでですね、学校の前の交通が多分多くなるかなということで思っています。で、当然道路を渡って子どもたちが公民館に行きますので、やはり信号機の設置、これは当然地元のほうから要望が出るんじゃないかなと思いますけど、やはり教育委員会としてもですね、そこら辺を後押しという形で公民館の開設に間に合うようにですね、信号機の設置をお願いしたいということで思っています。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、以上で社会教育部に関する議案の審査を終了いたします。

ちなみにアンケートがお手元に来ていると思いますが、このことについても大丈夫でございますか。よろしいですね。

それでは、以上をもちまして議案の審査を終了いたします。

社会教育部の職員の皆様は御退室いただいて結構でございます。お疲れさまでした。

委員の皆さん、ちょっとお残りください。

◎執行部退室

○堤委員長

じゃ、皆さんよろしいですか。それでは、現地視察の確認です。きょうもいたしましたけれども、教育委員会の議案審査が終了いたしました。本日の審査に関してですね、現地視察の御要望はございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、以上で本日の文教福祉委員会は終了いたします。

次の委員会は明日、17日木曜日午前9時に開会いたします。委員の皆様お疲れさまでございました。